

リスク管理



第一芙蓉法律事務所
弁護士 木下 潤音

派遣法改正に関する答申

2009年12月28日に労働政策審議会は「今後の労働者派遣制度の在り方について」(以下「報告書」という)と題する報告書を厚生労働大臣に対して答申した。今後、同報告書に沿って派遣法改正案が法案化され、現在の通常国会に提出される見通しである。報告書では派遣法改正法案について、08年11月に提出された法案の内容に以下の9項目を追加・変更したものとするとしている。

(1) 登録型派遣の原則禁止^{II}派遣労働者の雇用

(2) 製造業務派遣の原則禁止^{II}常用雇用を除いて製造業務への労働者派遣は禁止する。

(3) 日雇派遣の原則禁止^{II}日々または2カ月以内の期間を定めて雇用する労働者については労働者派遣を禁止する。ただし、日雇派遣が常態であり、かつ労働者保護に問題ない業務等についてはポジティブリスト化して日雇派遣を認める。

用の安定を図るため、①専門26業務②産前産後休業等取得者の代替要員派遣③高齢者派遣④紹介予定^{II}を除いて常用雇用以外の労働者派遣を禁止する。

(2) 製造業務派遣の原則禁止^{II}常用雇用を除いて製造業務への労働者派遣は禁止する。

(4) 均衡待遇^{II}派遣元は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮するものとする旨の規定を設ける。

(5) マージン率の情報公開^{II}派遣元は派遣労働者の雇い入れ、派遣開始及び派遣料金改定の際に派遣労働者に対する人当たりの派遣料金の額を明示しなければならない。

(6) 施行期日^{II}(1)及び(2)については改正法の交付日から3年以内、その他は6カ月以内、その他の6カ月以内に施行する。ただし、日雇派遣が常態であり、かつ労働者保護に問題ない業務等についてはポジティブリスト化して日雇派遣を認める。

(7) 法律の名称・目的的の変更^{II}法律の名称及び目的において「派遣労働者の保護」を明記する。

(8) 施行期日^{II}(1)

企業の雇用リスクマネジメント

法案化へ議論が活発化

元は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮するものとする旨の規定を設ける。

反対の趣旨は①登録型派遣が短期・一時的な需給調整機能として有効に機能しており、これを原則禁止とすることは労働市場に混乱をもたらす②製造業全般への派遣を原則禁止することは生産拠点の海外移転や中小企業の受注機会減少を招きかねず、ものづくり基盤の喪失や雇用機会の縮減につながる③一定の場合に超過受け入れ^{II}無許可型派遣の禁止については、施行日からさざに2年後までの間、一定の業務で超えての派遣受け入れ^{II}適用を猶豫する。この報告書の内容については、(1)、(2)及び(6)の各項について。

て使用者代表委員から反対意見が併記されており、法案化についてさらには議論がなされるものと予想されている。

対して派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設ける。

対意見が併記されており、法案化についてさらには議論がなされるものと予想されている。

反対の趣旨は①登録型派遣が短期・一時的な需給調整機能として有効に機能しており、これを原則禁止とすることは労働市場に混乱をもたらす②製造業全般への派遣を原則禁止することは生産拠点の海外移転や中小企業の受注機会減少を招きかねず、ものづくり基盤の喪失や雇用機会の縮減につながる③一定の場合に超過受け入れ^{II}無許可型派遣の禁止については、施行日からさざに2年後までの間、一定の業務で超えての派遣受け入れ^{II}適用を猶豫する。この報告書の内容については、(1)、(2)及び(6)の各項について。